

甲府市農業委員会 10月定例総会議事録

1. 日 時 令和5年10月30日（月曜日）午後2時30分から午後3時30分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（19名）

会長・柿嶋 敦 会長職務代理者・山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋 三千雄 4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 8 番 越石 和昭 9 番 亀井 智
10 番 關野 登 11 番 佐々木 茂隆 12 番 西名 武洋 13 番 渡邊 元二
14 番 野澤 洋子 15 番 長田 正実 16 番 菊島 建

【農地利用最適化推進委員】

1 番 山本 俊一 2 番 二宮 茂徳 3 番 若尾 忠昭 4 番 石橋 晴夫
5 番 中澤 千尋 6 番 萩原 滋 7 番 杉原 正芳 8 番 小林 正人
9 番 鷹野 一郎 10 番 大森 由彦 14 番 後藤 良仁 15 番 米山 英樹
16 番 飯寄 忠芳 18 番 志田 健

4. 欠席委員

【農業委員】（1名）

7 番 小松 芳彦

【農地利用最適化推進委員】（4名）

11 番 佐野 満、12 番 萩原 哲也、13 番 向山 茂美、17 番 長田 通夫

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 山本 伸二

農地係 係 長 清野 隆彦

係 長 中村 勝

主 任 内藤 ひとみ

振興係 係 長 牧野 公治

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 保安林の指定に伴う意見について

- 議案第 5 号 令和 5 年 1 1 月告示分農用地利用集積計画の承認について
議案第 6 号 令和 5 年 1 1 月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画
の承認について
議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）の作成について

報告案件

- 報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 4 号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 00 分 開会

○事務局（清野係長）

それでは、令和 5 年 10 月定例総会を始めます。

本日の総会は、農業委員定数 19 名中 18 名のご出席をいただき、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

ただ今から、甲府市農業委員会 10 月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

最初に、10 月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番によると、5 番の輿水 辰次委員と 6 番の芦沢 喜嗣委員をお願いいたします。

先ほど事務局とも打ち合わせをした際に、すべての案件について事前の質問はないとの報告を受けておりますので、議事の進行を行いたいと思います。

○議長（柿嶋会長）

それでは議案審議を始めます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

まず、議案の説明の前に、委員の皆様にご報告がございます。

先月 9 月の総会におきまして、委員の皆様にご審議いただきました、〇〇地内の農地の〇〇につきましては、〇〇となりました。

これは、先週、地元委員の關野委員から、調査の依頼を受け、われわれ事務局で、〇〇に確認したところ、申出人、〇〇から、〇〇に対して、〇〇の申請があったということであり、〇〇は〇〇ということでございます。

この〇〇に対しては、先月、3条で2件、5条で2件の〇〇がありました。また、今月におきましても、5条による2件の〇〇を予定しておりましたが、〇〇により〇〇であります。

以上、ご報告でございます。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。

議案第1号の農地法第3条につきましては、農地を耕作する目的で農地のまま売買や、貸借するものであり、今月は、有償による所有権移転が3件ございます。

議案書1ページの1番、地図は1ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は甲府市道、西面、北面は農地、南面は農地及び宅地となっております。

譲り受け人は、〇〇に居住しておりますが、以前から就農を検討しており、農地を探していたところ、希望する農地が見つかったため、申請地を取得し、営農したいとのことであります。

申請地には、〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書2番、地図は2ページの3条NO.2をご覧ください。

申請地は、2箇所になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

1箇所目の申請地は、地図の上の方になりますが、東面、西面、南面は農地、北面は中央自動車道側道の甲府市道となっております。

また、2箇所目は地図の下の方になりますが、東面、西面、北面は宅地、南面は甲府市道となっております。

譲り受け人は、〇〇に居住しておりますが、現在、〇〇において、〇〇㎡の農地で〇〇を行っておりますが、〇〇近くの2箇所の申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

取得後は、〇〇の農地と併せて〇〇㎡となり、申請地には、2箇所とも〇〇を行う計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は3ページの3条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面、北面は宅地、西面は農地となっております。

譲り受け人は、申請地の〇〇に居住しており、自宅に〇〇した申請地を取得し、就農したいとのことであり、今後、〇〇していきたいとのことであります。

なお、申請地には〇〇を行う予定であります。
以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

○山城地区（關野委員）

3条の下限面積が撤廃され、常時従事の制限だけが残っているが、この制限について県や各市町村がどういう〇〇をするか〇〇をしてくれと以前も話したがどうなったのでしょうか。

我々も常時従事の制限について、審議する時にどこまで〇〇の判断が〇〇です。各地区で了承しているから良いですけど。

○事務局（中村係長）

3番の案件は、〇〇の〇〇㎡の狭い農地を買う案件ですが、これを契機に〇〇し、150日以上従事の営農計画を提出させ、農地台帳に登載させます。

○山城地区（關野委員）

農地台帳への登載は絶対条件ですか。

○事務局（中村係長）

新規に就農する方には「農地台帳登載申請書」を提出してもらい、農地台帳に登載しております。

○山城地区（關野委員）

ではもう一点、許可ですから運用として、3年3作は何十年も前から議論されてきましたが、実質的には〇〇ですよね。〇〇としては。ただ、転用の申請が出てきたらどうしますか。

○事務局（中村係長）

確かに3年3作は〇〇で決まっているわけではなく、各都道府県に委ねられています。山梨県の指導により、3年3作は守り、農地を購入すると3年は転用できませんという指導を行っております。

○山城地区（關野委員）

では、3年3作は〇〇ということですね。

○事務局（中村係長）

はい。

○議長（柿嶋会長）

關野委員、よろしいですか。

○山城地区（關野委員）

農地台帳への登載が条件で、各地区の〇〇にまかせますよという事であれば、私は了承します。

○議長（柿嶋会長）

私も、県の農業会議に出席していますが、当然その話も出ています。

そして、国に対して、これに関する具体的な判断基準を示してくれということと、違反行為があった時の取り消し等ペナルティーになる理由を示してくれという要望をしました。

今後もこの件について、情報が入りましたら委員の皆様にお伝えして、情報の共有を図っていきたいと思います。

他になにかご意見はございますか。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第 1 号については、決定し、許可書の交付をしてまいります。

つぎに、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法 4 条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地を農地以外に転用するものでございます。

今月は、1 件でございます。

今回の4条につきましては、営農型太陽光発電施設の一時転用の継続審査であります。この営農型太陽光発電施設につきましては、地面で耕作を行い、その農地の上空に太陽光発電パネルを設置するもので、転用許可につきましては、期限付きの一時転用という扱いになり、支柱のコンクリートの基礎部分を一時転用許可の対象とし、3年ごとに継続審査を行う必要があります。今回、一時転用の期限到来前に再度申請があり、許可を再度取得するものであります。

議案書2ページの1番、地図は4ページの4条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人については、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、北面は水路、南面、西面は農地となっており、農地区分は第1種農地の不許可の例外と判断いたしました。

申請人は、土地の有効利用を図るため、〇〇年前の令和〇〇年〇〇月に、農業委員会総会において、営農型太陽光発電施設への一時転用許可を取得し、太陽光パネル〇〇枚、面積〇〇㎡を設置し、太陽光パネルの下に〇〇を植えたものであります。

耕作状況につきましては、植栽してからまだ〇〇年ですので、〇〇の収穫には至っておりませんが、引き続き、営農型太陽光発電施設を継続したいとのことであります。

なお、一時転用面積は、支柱基礎部分の〇〇㎡（〇〇本）となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。この案件についても事前にご意見、ご質問の報告は受けておりませんが、何かありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第2号については、決定し、許可書の交付をして参ります。

つぎに、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

農地法第 5 条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地を取得、または借りて、農地を農地以外に転用するものであります。

今月の 5 条許可申請は、所有権移転が 2 件、賃貸借が 2 件、合計 4 件であります。

議案書 3 ページの 1 番、地図は、5 ページの 5 条 NO.1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面は国道、西面、南面は宅地、北面は農地及び宅地となっており、農地区分は、第 3 種農地と判断いたしました。

譲り受け人は、現在の住まいが〇〇となったため、申請地を取得し、〇〇したいとのことであります。

転用後は、〇〇を〇〇する予定であります。

続きまして、議案書 2 番、地図は、横版で申し訳ありませんが、6 ページの 5 条 NO.2、NO.3 をご覧ください。

地図は向かって左側の、NO.2 が本案件になります。

申請地の所在、地目、面積、譲り渡し人、譲り受け人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は水路及び農地、西面、南面、北面は宅地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

譲り受け人は、申請地の〇〇で〇〇しておりますが、申請地は、立地条件に適しており、需要が見込まれるため、〇〇に転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇を〇〇する予定でございます。

なお、雨水及び汚水は、開発道路内に設置します、雨水は道路側溝へ、汚水は下水道管へ接続し、北側道路の既存の雨水は水路へ、汚水は公共下水道管へそれぞれ排水いたします。

続きまして、議案書 4 ページの 3 番、地図は、今の地図の、向かって右側の NO.3 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人 につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の東面は農地及び一級河川、西面、南面は農地及び宅地、北面は宅地となっており、農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

借り人は、〇〇に事業所がある〇〇であり、〇〇や、〇〇の下請け、また、〇〇などで、〇〇などの〇〇を行っており、〇〇であります。

借り人は、現在、〇〇にある〇〇を〇〇すること、また、今後も、〇〇を予定しており、〇〇していくとのことから、〇〇を探していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのことです。

転用後は〇〇などを置く予定であります。

また、敷地は碎石で敷き均し、雨水は地下浸透により処理いたします。

また、〇〇等を置きますが、盛る高さは、1m未満に抑え、周辺へは影響を及ぼさないようにいたします。

続きまして、議案書4番、地図は、7ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸し人、借り人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の東面、南面は農地、西面、北面は道路となっており、農地区分は、第1種農地の農業用施設等設置に係る不許可の例外と判断いたしました。

借り人は、申請地の〇〇で〇〇しておりますが、繁忙期には、〇〇が不足していることから、申請地を賃借し、〇〇に転用したいとのこととあります。

転用後は、〇〇にする予定であります。

なお、駐車場は碎石で仕上げ、雨水は地下浸透により処理いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。議案第3号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いたします。

〈 質問・意見なし 〉

○議長（柿嶋会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をしてください。

〈 全員挙手 〉

○議長（柿嶋会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成の挙手をいただきましたので議案第3号については、決定します。

この議案のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件は1,000㎡未満の案件ですので許可書を交付して参ります。

つぎに、報告第1号から第3号について、事務局より説明して下さい。

○山城地区（關野委員）

すみません、どこで質問していいか分からなかったのでここで質問させてもらいますが、冒頭事務局から〇〇があった旨の報告がありましたが、経過を説明しますと、〇〇から当該農地について、〇〇になっているがどうなっているのかという問い合わせが私にありました。〇〇しているのかと思い事務局に確認したら〇〇ということでしたが、その後この農地について〇〇は出てこないですか。

○事務局（中村係長）

相談もないです。

○山城地区（關野委員）

分かりました。もう一点、〇〇が〇〇件出ていますが、この扱いはどうなるのでしょうか。例えば〇〇という話なのか、そもそもそれは〇〇となるのでしょうか。

○事務局（中村係長）

〇〇ではなく、〇〇なので検討します。

○山城地区（關野委員）

また報告してください。

○事務局（中村係長）

分かりました。

○議長（柿嶋会長）

この件については、きちんと整理して次回の総会で報告してください。

○事務局（中村係長）

分かりました。

○事務局（中村係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 5 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

6 ページから 10 ページまでは、9 月 19 日から 10 月 17 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出や、市街化区域における 農地法第 5 条の届出について、掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 3 号につきましては、報告事項ですので、ご了承願いたいと思いま

す。

つぎに、議案第4号保安林の指定に伴う意見について、事務局より説明してください。

○事務局（清野係長）

それでは、議案第4号、保安林の指定について説明させていただきます。議案書の11ページをご覧ください。

まず本案件は、山梨県中北林務環境事務所から、議案書記載の地番について治山事業施工に伴う保安林の指定を行うに際して、登記簿上の地目が畑となっているため、農業委員会に意見を求める依頼であり、意見書としてまとめ県に提出するものでありますが、この意見書は参考資料として、県の中で決済をとる際に添付するものであり、後々トラブルにならないよう事前確認の意味合いとしての依頼を受けたものであります。

そして今回の依頼は、山腹崩壊の防止、不安定土砂の移動抑止を目的とし、令和元年度から6年度の間、治山ダムを5基整備する計画のうち、当該地番に関わる2基の整備に関するものです。

場所につきましては、資料1の地図にありますとおり、上九一色地区の古関町本郷を過ぎた精進湖線の東側の土地であり、資料2の地図の黄色いマーカーをした部分であります。

当該地番の現地の状況は、現在農地（畑）ではなく、山林化しており、また本事業は山梨県中北林務環境事務所と甲府市の林政課が合同パトロールを行い治山事業化しており、土地所有者を含む地元との折衝は、甲府市の林政課が実施しています。この案件について、林政課に確認したところ、土地の所有者から保安林に指定することの同意書をもらう際に、保安林のパンフレット等を用いて保安林制度の趣旨を説明しているため、農地として使用しない意向を含んで同意をいただいていると考えられます。

以上のことから、当該地番について保安林の指定を行うことについては、問題はないと思われま

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第4号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第4号保安林の指定に伴う意見については、異議があるか、異議がないかということで採決させていただきます。ご異議はありませんか。

《 異議なし 》

それでは異議なしということで、山梨県知事には異議無しということで、回答して参ります。

つぎに、議案第 5 号令和 5 年 11 月告示分農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、報告第 4 号農用地利用集積計画の解約については一括して審議いたします。

それでは、事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

それでは議案第 5 号の説明をいたします。

農地銀行を利用する案件は、新規設定 5 件、再設定 10 件、計 15 件の申し出がありました。

議案書 12 ページの表は、新規設定です。

玉諸・中道北・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 7,818 m²です。

中段の表は、令和 5 年度の目標面積 119,200 m²に対し、設定面積は 85,820 m²、達成率は 72%です。

続いて 13 ページの表は、再設定です。

里垣・甲運・玉諸・二川・中道南地区からの申し出があり、合計面積は 16,262 m²です。

中段の表、令和 5 年度の目標面積 396,600 m²に対し、設定面積は 104,596 m²、達成率は 26%です。

14 ページ 1 番から 15 ページ 5 番は新規設定です。

16 ページ 6 番から 19 ページ 15 番は再設定の更新です。

補足説明が必要となる案件はありません。

貸し手、借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

引き続き、農用地利用集積計画の解約の報告です。議案書 20 ページから 21 ページをご覧ください。

今月は 3 件の解約となります。解約の内容、理由は、記載のとおりです。

解約の届けが提出されましたので報告いたします。

○議長（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別ありましたらお願いいた

します。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 5 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 5 号の案件について、決定して参ります。また、報告第 4 号については、報告事項ですので、ご了承いただきたいと思います。

つぎに、議案第 6 号 令和 5 年 11 月告示分 農地中間管理権に係る農用地利用集積計画についてと、関連がありますので、議案第 7 号農用地利用集積等促進計画（案）の作成については一括して審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（牧野係長）

中間管理機構を利用する案件について説明させていただきます。

議案書 22 ページをご覧ください。

農地中間管理事業については、一度、農地を農地中間管理機構が借り受け、その農地を、必要に応じて利用条件を改善し、まとまりのある形で担い手に貸し付けます。貸借期間の満了後は、農地銀行と同様に農地所有者に確実に返還されます。貸借を継続することも可能です。農業経営基盤強化促進法の改正により、令和 5 年度から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。農用地利用集積計画については 2 年間の経過措置期間があるため、貸し手から農地中間管理機構への貸付は農用地利用集積計画を定め、農地中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなっています。

議案第 6 号で貸し手から農地中間管理機構への農用地利用集積計画、議案第 7 号で農地中間管理機構から担い手への農用地利用集積等促進計画に分かれています。関連がありますので、一括して説明させていただきます。

議案書 22 ページをご覧ください。玉諸・中道北地区の貸し手から農地中間管理機構への貸出しの申し出が 2 件あり、面積は 4,485 m²です。

議案書 23 ページ 1 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 25 ページ 1 番をご覧ください。農地中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。

借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしており

ます。

議案書 23 ページ 2 番をご覧ください。記載のとおり、貸し手から農地中間管理機構へ農地が集積されます。貸し手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、議案書記載のとおりです。

続いて、議案書 25 ページ 2 番をご覧ください。農地中間管理機構に集積された農地が記載のとおり、借り手へ転貸される予定です。借り手、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりです。

耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用し、耕作に必要な農業に常時従事しているなど、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による要件を満たしております。

議案書 23 ページ 2 番と 25 ページ 2 番は関連案件で、山梨県の補助事業「機構借受農地整備事業」を活用する予定です。今回の総会で農用地利用集積計画が決定され、農地中間管理機構が借り受けた後、「機構借受農地整備事業」によりブドウ棚の修繕を行います。事業完了後、「農用地利用集積等促進計画」のとおり、農地中間管理機構から借り手へ転貸されます。

所有者から農地中間管理機構への貸し付け開始日は令和 5 年 12 月 1 日で、農地中間管理機構から借り手への転貸開始日は令和 6 年 4 月 1 日になります。そのため、令和 5 年分の賃料は免除としております。

○議長（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

議案第 6 号及び第 7 号についても、ご意見等はいただいておりますが、特別何かありましたらお願いいたします。

《 質問・意見無し 》

それでは、採決をいたします。

議案第 6 号及び第 7 号の案件について、賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。全員の方の賛成の挙手をいただきましたので、議案第 6 号及び第 7 号について決定して参ります。

以上で、予定している案件は全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いいたします。

《 特に無し 》

【5. 総会閉会の宣言】

以上をもちまして、10 月定例総会を終了いたします。

ご苦勞様でした。

午後 3 時 30 分 閉会